

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十一号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
様式第六号（表面）を次のように改める。

(表面)

児童手当受給者台帳

受給者	所 属		異動 変更		異動 変更		異動 変更		支 払 金 融 機 関		名 称		口 座 番 号											
	(ふりがな)		職員 番号		住所		電話 ()																	
	氏 名		個人 番号																					
性 別	男・女		生年月日		配 偶 者 の 有 無		有・無		(ふりがな) 配偶者の氏名		配 偶 者 の 個 人 番 号		ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等 でない者											
児 童	氏 名		続柄		生 年 月 日		同居・別居の別		海外留学をしている 場合の出国年月		住 所		監護の 有 無		生計 関係		児童との関係		児童手当給付該当年月日			非該当 年月日		
備 考	扶養親族等及び児童の数		人		認 定 年 月 日		支 給 開 始 年 月		手 当 月 額															
	うち老人控除対象配偶者 及び老人扶養親族の合計数		(人)		年 月 日		支 給 事 由 消 滅 年 月 日・消 滅 事 由																	
	所得の状況		年分所得額 円		年 月 日		(消滅事由)		年 月		3歳未満分		円											
	区 分		児童手当 特例給付								3歳以上小学校修了前分		円											
										中学生分		円												
										計		円												

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。